

寄稿

## 犯罪被害賠償法の制定に向けて

早稲田大学法学部教授  
日本被害者学会理事長

● 高橋 則夫

少年Aの著書『絶歌』（2015年、太田出版）が出版され、賛否両論が展開されている状況にあるが、この議論の中で、いわゆる「サムの息子法」も注目されている。

「サムの息子法」とは、1977年に起きた「サムの息子」と名乗る犯人による連続殺人事件の後、この犯人についての著作等によって加害者側が多額の収入を得たのに対して、被害者は賠償を得られないことは不正義であるとして、ニューヨーク州が、加害者の得た収益を被害者への賠償に当てることを目的として制定した法律である。この法律は、1991年に合衆国最高裁判所によって、適用範囲が広すぎるとして違憲と判断されたが、その後、修正されて多くの州で立法化されている。ドイツにおいても、1998年に、「犯罪被害者の民事上の請求権を保全する法律（被害者請求保全法）」が施行され、これは、加害者が犯罪情報を持って得た金銭債権に対して、被害者が法定質権を設定することを認め、被害者の民事上の損害回復を容易に実現させることを目的とするものである。

これらの法律の意義と問題点について、ここで論じることはできないが、犯罪被害者に対する経済的損害を回復する手段の一つとして検討に値する制度であるように思われる。

犯罪被害者に対する経済的支援は、犯給法の改正などによって徐々に拡充されてきているが、そこには一定の限界がある。また、個別的な損害回復制度、すなわち、刑事和解や損害賠償命令（犯罪被害者保護法）、被害回復給金制度（組織的犯罪処罰法）などが併存していることにも問題がある。諸外国には、様々な損害回復シ

テムが存在するが、問題は、それらの中でわが国に適合するシステムはどれかという点にある。その際、罪種（財産犯と生命・身体犯）との関係で異なったシステムを併存させることも必要であろうし、被害者のニーズの差異によって多様な損害回復システムが構想されるべきであろう。

刑事と民事の峻別志向が強く、また、起訴便宜主義が貫徹されているわが刑事司法の特色からすれば、（附帯）私訴や刑罰としての損害賠償命令などのようなシステムを直ちに導入することにはかなりの困難が伴う。したがって、たとえば、罰金刑を被害者補償に当てるスイスの制度、没収制度の活用を行うオーストリアの制度などのようなシステムが穏当であるように思われる。

いずれにせよ、国家的な損害回復システムと加害者による損害回復システムとを一体化させ、実体法上および手続法上の整備を行い、体系的な「犯罪被害賠償法」を制定することが基本的に望ましく、「サムの息子法」なども、この「犯罪被害賠償法」全体の中で位置づけられなければならないだろう。

高橋 則夫（たかはし のりお）

1951年 東京都に生まれる

1975年 早稲田大学法学部卒業

その後、同大学大学院法学研究科修士課程・博士課程修了

現在 早稲田大学法学部教授 法学博士（早稲田大学）

【主要著書】

刑法総論[第2版]（2013年、成文堂）、刑法各論[第2版]（2014年、成文堂）、修復的司法の探求（2003年、成文堂）、対話による犯罪解決（2007年、成文堂）、刑法における損害回復の思想（1997年、成文堂）ほか多数